

図書館（３館）の図書特別整理期間に伴う休館について

令和８年度における図書特別整理期間に伴う休館について、武蔵野市立図書館条例第 10 条及び武蔵野市立武蔵野プレイス条例第 5 条に基づき、次のとおりといたしたい。

館名	図書特別整理実施期間(休館期間)
中央図書館	令和 8 年 10 月 13 日（火）から 20 日（火）まで （ 8 日間）
吉祥寺図書館	令和 8 年 12 月 7 日（月）から 11 日（金）まで （ 5 日間）
武蔵野プレイス図書館	令和 8 年 11 月 23 日（月・祝）から 27 日（金）まで （ 5 日間）

参考）武蔵野市立図書館条例第 10 条

（休館日）

第 10 条 図書館の休館日は、次の各号に掲げる図書館の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（１） 武蔵野市立中央図書館（以下「中央図書館」という。） 次のアからエまでに掲げる日。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、中央図書館の全部又は一部を臨時に開館し、又は休館することができる。

ア 金曜日

イ １月１日から同月３日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

ウ 館内整理日（１月４日及び 1 月を除く毎月第 1 水曜日をいう。）

エ 年 10 日以内で委員会が指定する図書特別整理日

（２） 吉祥寺図書館 次のアからウまでに掲げる日。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、吉祥寺図書館の全部又は一部を臨時に開館し、又は休館することができる。

ア 水曜日（１月の第 1 水曜日を除く。）。ただし、当該水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て、指定する日とする。

イ １月１日から同月４日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

ウ 年 10 日以内で指定管理者が指定する図書特別整理日

（３） プレイス 武蔵野市立武蔵野プレイス条例（平成 22 年 3 月武蔵野市条例第 10 号。以下「プレイス条例」という。）第 5 条に定めるところによるものとする。

参考) 武蔵野市立武蔵野プレイス条例条例第5条

(休館日)

第5条 プレイスの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、プレイスの全部又は一部を臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 水曜日(1月の第1水曜日を除く。)。ただし、当該水曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て、指定する日とする。

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

(3) 年10日以内で指定管理者が指定する図書特別整理日